

庄内広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長

庄内広域水道企業団規則第13号

庄内広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、庄内広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(令和8年庄内広域水道企業団条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の特例)

第2条 条例第2条第1項第3号に規定する任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 庄内広域水道企業団(以下「企業団」という。)の特別職としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
- (2) 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
- (3) 企業団の行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合
- (4) 職務遂行上必要な教養を目的とする講習会、講演会その他これらに類するものであって、国、地方公共団体、学校等が行うものに参加する場合
- (5) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演又は講義を行う場合
- (6) 職務遂行上必要な国、地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合
- (7) 大学の通信教育の面接指導を受ける場合
- (8) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条の2の規定に基づき、審査請求をし、及びその審査に出頭する場合
- (9) 国又は地方公共団体その他の公共団体の主催するスポーツ大会の役員を依頼された場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が特に認める場合

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。